

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 争議行為の公表
国有財産の公用廃止
魚市場の登録
- ◇人委規則 初任給調整手当の支給に関する規則

告示

鳥取県告示第七十七号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条の規定に基づき、米子地区一般労働組合執行委員長田端昭彦から、争議行為を行なう旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十七年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 事件 賃金引上げ、諸手当の本給繰り入れ、祝祭日の有給に関する件

二 日時 昭和三十七年四月三日午前八時以降本問題の完全解決に至るまでの期間

三 場所 因伯通運株式会社米子支店に勤務する組合員の所属する全職場又はその一部

四 概要 ストライキを含む一切の争議行為の一部又は全部を実施する。

鳥取県告示第七十八号

次の水路は、昭和三十七年三月二十四日から公用を廃止した。

昭和三十七年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所 地目又は面積又は
は品目 数量（坪）

八頭郡家町大字郡家字町尻三三 水路敷 一、七六
六ノ一地先
関係図面は土木部管理課に保管

鳥取県告示第百七十九号

鳥取県魚市場条例(昭和二十五年四月鳥取県条例第九号)第四条第一項の規定により、昭和三十七年三月二十六日魚市場として次のとおり登録したので、同条第十四条の規定により告示する。

昭和三十四年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 開設者の住所氏名

倉吉市上井三二八番地

上井水産株式会社

代表取締役 藤 井 庫 光

二 名 称

上井水産魚市場

三 所在地

倉吉市上井三二八番地
四 登録期間
昭和三十七年三月二十六日から
昭和四十二年三月二十五日まで

人事委員会規則

初任給調整手当の支給に関する規則をここに公布する。

昭和三十七年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第十号

初任給調整手当の支給に関する規則

(目的)

第一条 職員給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号。以下「条例」という。)第七条の三の規定による初任給調整手当の支給については、この規則の定めるところによる。

(職及び職員の範囲)

第二条 条例第七条の三第一項に規定する職は、次の各

号に掲げる職とする。

一 行政職給料表の職務の等級四等級及び五等級の職(職務の等級の分類の基準に関する規則(昭和三十三年三月鳥取県人事委員会規則第八号)別表第一に定める職務の等級四等級及び五等級の職をいう。)並びに研究職給料表の職務の等級三等級及び四等級の職で別表上欄に掲げる科学技術の部門に関する専門的知識を必要とするもの

二 教育職給料表(一)の職務の等級二等級の職のうち、高等学校の工業に関する学科における工業の教科を担当する教諭の職で別表上欄に掲げる科学技術の部門に関する専門的知識を必要とするもの

三 医療職給料表(一)の職務の等級四等級の職

四 前三号に掲げるもののほか、人事委員会が別に定める職で別表上欄に掲げる科学技術の部門に関する専門的知識を必要とするもの

第三条 条例第七条の三第一項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、次の各号に掲げる職員であ

つて、その採用が、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(短期大学を除く。以下「大学」という。)卒業の日から四年(医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)に規定する実地修練を経た場合は五年)、学校教育法に規定する大学院(以下「大学院」という。)の修士課程修了の日から四年、大学院の博士課程修了の日から二年及びその他の学歴を有する者についてはその者の最終学歴を取得した日以後における職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第十号)別表第三修学年数調整表のそれぞれの学歴の修学年数と十六年との差の年数に四年を加えた年数に相当する期間(以下「経過期間」という。)内に行なわれたものとする。

一 前条第一号の職に採用された職員にあつては、当該職を対象として行なわれた上級職採用試験の結果に基づき採用候補者名簿から選択された者又は大学の別表下欄に掲げる学科を卒業した者で、当該職に

関する選考に基づき採用された者若しくは国及び他の都道府県において別表上欄に掲げる職を対象として行なわれた上級職採用試験に合格した者で、当該職に関する選考に基づき採用された者

二 前条第二号の職に採用された職員にあつては、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の規定に基づき工業又は工業実習の教科について授与される高等学校教諭免許状を有する者

三 前条第三号又は第四号の職に採用された職員

第四条 条例第七条の第三第二項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、次の各号に掲げる職員とする。

一 その者の経過期間内に採用以外の欠員補充の方法により第二条の職を占めることとなつた職員で前条に規定する職員の要件に相当する要件を満たしているもの

二 昭和三十六年四月一日（以下「適用日」という。）の前日から引き続き第二条の職に在職する職員で適

用日前にこの規則の規定が適用されていたものとした場合にその者の経過期間が適用日の前日までに満了せず、かつ、適用日以前三年以内に前条の職員又は前号の職員に該当することとなるもの

第五条 初任給調整手当を支給されていた期間（前条第二号の職員であつた者については、適用日前にこの規則の規定が適用されていたものとした場合に初任給調整手当が支給されることとなる期間を含む。）が通算して三年をこえることとなる職員には、初任給調整手当は支給しない。

2 初任給調整手当を支給されている職員が異動した場合は、次の各号に掲げる場合を除き、当該異動の日から初任給調整手当は支給しない。

一 異動後の職が、第二条の職であつて、異動前の職に係る別表上欄に掲げる科学技術の部門に関する専門的知識と同一の専門的知識を必要とするものである場合

二 異動後の職が、第二条の職の属する職務の等級

(同条第四号に該当するものについては、人事委員会の定める職務の等級)より上位の職務の等級に属する職であつて、異動前の職に係る別表上欄に掲げる科学技術の部門に関する専門的知識と同一の専門的知識を必要とするものである場合

(支給期間及び支給額)

第六条 第三条の職員及び第四条第一号の職員に支給する初任給調整手当の支給期間及び支給額は、次の各号に定めるところによる。

一 採用の日又は第四条第一号の職員となつた日から一年間 月額二十千円

二 前号の期間が満了する日の翌日から一年間 月額千四百円

三 前号の期間が満了する日の翌日から一年間 月額七百円

2 前項各号に掲げる期間には、休職の期間（給与条例第十二条の二第一号及び第二号の規定により給与の全額を支給される休職の期間を除く。）は算入しない。

3 第四条第二号の職員に支給する初任給調整手当の支給期間及び支給額は、適用日前にこの規則が適用されていたものとした場合に適用日以降において、なお前二項の規定により支給されることとなる期間及び額とする。

4 初任給調整手当を支給されている職員が離職等により初任給調整手当を支給されなくなつた後に再び初任給調整手当を支給される職員となつた場合における第一項及び第二項の規定の適用については、再び初任給調整手当を支給される職員となつた日から当該職員が初任給調整手当を支給されていた期間（第四条第二号の職員であつた者については、適用日前にこの規則の規定が適用されていたものとした場合に初任給調整手当が支給されることとなる期間を含む。）に相当する期間さかのぼつた日に採用されたものとみなす。

(台帳の保管)

第七条 任命権者が初任給調整手当を支給する場合には、初任給調整手当支給台帳（別記様式）を作成し保管するものとする。

別記様式

初任給調整手当支給台帳

所属、職名	氏名
変更所属、職名	

A 共通事項

試験又は選考の区分	(支給されなくなった場合) そのときまでの支給期間	
学歴(学部、学科名) まで記入	2,000円 月 日間 1,400円 月 日間 700円 月 日間	日間 日間 日間
卒業(修了)年月日	年 月 日	
免許の種類	支給されなくなった事由	
取得年月日	年 月 日	休職によつて支給されなかつた期間 年 月、日間
採用年月日又は4条1号該当年月日	年 月 日	(備考)
同上の日の等級号給	職給料表 等級 号給	

B 第4条第2号職員

手当対象職員となつたとみなされる日	年 月 日	6条2項に該当し算入されないとみなされる期間	年 月 日間
上記の日以降適用日の前日までに経過したとみなされる期間	年 月 日間	適用日現在の手当の月額	<input type="checkbox"/> 2,000円 <input type="checkbox"/> 1,400円 <input type="checkbox"/> 700円
5条2項に該当し支給されないものとみなされる期間	年 月 日間	適用日以降の支給予定期間	2,000円 月 日間 1,400円 月 日間 700円 月 日間

C 第6条第4項適用職員

6条4項適用前の支給済の期間 (4条2号職員であつた者については支給) されていたとみなされる期間を含む。	2,000円 年 月 日間 1,400円 年 月 日間 700円 年 月 日間
---	---

(支給方法)
第八条 初任給調整手当の支給については、給料の支給方法に関する規定を準用する。

附 則
この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。

歯 学	医学部歯学科、歯学部歯学科
医 学	医学部医学科
計 測	工学部計測工学科、精密工学科及び応用物理学科
金 属	工学部金属工学科、金属学科、冶金学科及び冶金工学科
化 学	工学部応用化学科、工業化学科、化学工学科、合成化学科、化学工業科、電気化学科及び燃料化学科
建 築	工学部建築学科、建築工学科及び構築工学科
土 木	工学部土木工学科及び衛生工学科
機 械	工学部機械工学科、機械学科、生産機械工学科、化学機械学科及び精密工学科
通 信	工学部通信工学科、電子工学科、電気工学科及び電気学科 電気通信学部電波通信学科、電波工学科及び電子工学科
電 気	工学部電気工学科及び電気学科
物 理	理学部物理学科 工学部応用物理学科及び原子核工学科
科学技術の部門	学 科

備考 この表の下欄に掲げる学科には、これと名称を異にするものうちこれに準ずるものであらかじめ人事委員会の承認を得たものを含むものとする。

鳥取県公報購読申込書

昭和 年 月から昭和 年 月まで鳥取県
公報を 部購読したいので購読料金 円
を添えて申込みます。

昭和三十七年 月 日

住所

氏名

(団体の場合は、団体名及び代表者氏名印)

(印)

鳥取県知事

殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目

印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町

(定価 毎月 〇〇〇〇円) (送料共)

鳥取県